

脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業



【令和3年度補正予算額

5,000百万円】

リサイクル設備・再生可能資源由来素材等の製造設備の導入を支援します。

1. 事業目的

- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年6月成立）および「今後のプラスチック資源循環のあり方について」（令和3年1月決定）に掲げるプラスチック資源循環政策実現のため、国内におけるプラスチック循環利用の高度化・従来の化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材（バイオマス・生分解プラスチック、セルロース等）の製造に係る省CO₂型設備の導入支援を行います。
- これにより、コロナ禍における新しい生活様式下でのプラスチック使用量増加にも対応した持続可能な素材転換に向けて、国内の生産体制強靭化を図ります。

2. 事業内容

○省CO₂型のプラスチック高度リサイクル

- 再生利用等設備導入への補助

→従来リサイクルが困難であった廃プラを
リサイクルする設備の導入を支援



<設備例>

○再生可能資源由来素材の生産・利用設備導入への補助

→バイオプラスチック等、化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援

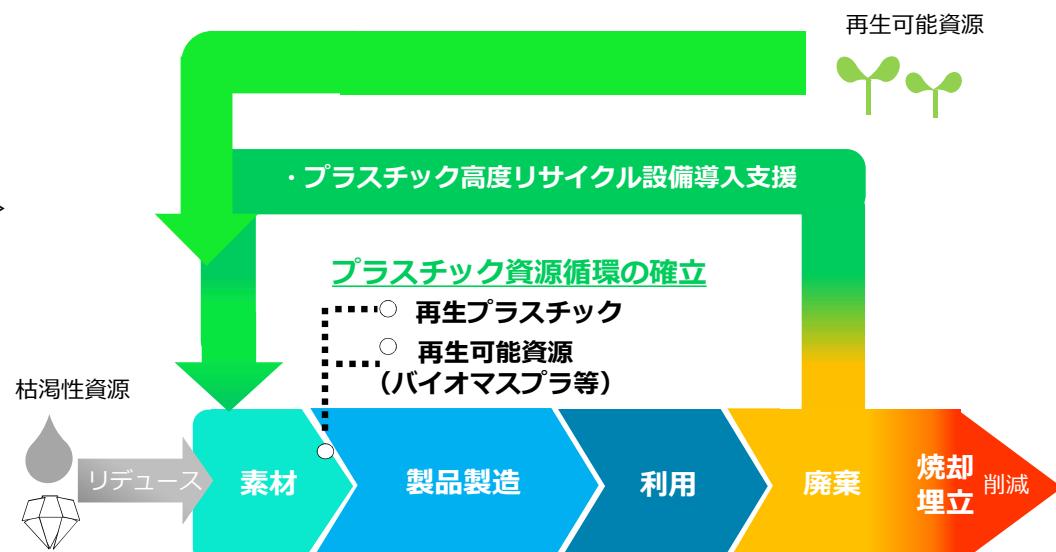


<バイオマスプラスチック製造設備>

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153